

第百十二回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第五号

昭和六十三年三月三十日(水曜日)

午後三時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 谷川 寛三君
理事 出口 廣光君
松浦 功君
佐藤 三吾君
坂山 映子君

委員

加藤 武徳君
海江田鶴造君
久世 公堯君
佐藤謙一郎君
坂野 重信君
沢田 一精君
田辺 哲夫君
増岡 康治君
糸久八重子君
山口 哲夫君
片上 公人君
神谷信之助君
秋山 肇君

国務大臣

自治大臣 梶山 静六君

政府委員

自治大臣官房長 持永 堯民君
自治大臣官房総務審議官 小林 実君
自治大臣官房審議官 湯浅 利夫君
自治大臣官房審議官 前川 尚美君
兼内閣審議官 木村 仁君
自治省行政局長

自治省行政局選 浅野大三郎君
挙部長 津田 正君
自治省財政局長 渡辺 功君
自治省税務局長 矢野浩一郎君
消防庁長官 事務局側 竹村 晟君
常任委員会専門員 局総務課長 田中 健次君

説明員

厚生省健康政策 局総務課長 田中 健次君

本日の会議に付した案件

○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(谷川寛三君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

消防法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。梶山自治大臣。

○国務大臣(梶山静六君) ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申で、検査・検定制度的に改善合理化を図る必要があるとの基本的視点に立つて、適用範囲の見直し及び基準の明確化を図る具体的項目の一つとして「危険物、準危険物及び特殊可燃物について、指定品目の見直しを行う」旨の指摘がなされたところでありました。

この法律案は、このような臨調答申の趣旨を踏まえ、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による

危険物の判定の方法を導入する等の所要の改正を行うものであります。

また、あわせて、危険物の保安を確保するため、製造所等の許可の取り消し、危険物取扱者試験の受験資格、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令等に関し所要の改正を行うものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、危険物の範囲等に関する事項についてであります。

まず、危険物の定義を明確にするために、試験による危険物の判定の方法を導入するものとしております。

すなわち、第一類の危険物は酸化性固体とし、酸化力の潜在的な危険性及び衝撃に対する感受性を判断するための試験により危険物であるかを否かを判定することといたしております。

第二類の危険物は可燃性固体とし、原則として、火災による着火の危険性及び引火の危険性を判断するための試験により危険物であるかを否かを判定することといたしております。

第三類の危険物は自然発火性物質及び禁水性物質とし、原則として、空気中での発火の危険性及び水と接触して発火し、または可燃性ガスを発生する危険性を判断するための試験により危険物であるかを否かを判定することといたしております。

第四類の危険物は引火性液体とし、原則として、引火の危険性を判断するための試験により危険物であるかを否かを判定することといたしております。

第六類の危険物は酸化性液体とし、酸化力の潜在的な危険性を判断するための試験により危険物であるかを否かを判定することといたしております。

次に、危険物の指定数量は、危険性を勘案して政令で定めることといたしております。

そのほか、危険物の範囲の見直しに伴い、準危険物及び特殊可燃物等について新たに指定可燃物として規制を行うこととする等規定の整備を図ることといたしております。

第二に、製造所等の許可の取り消し等についてであります。

違反処理の公平適正化を期するため、一定の場合には新たに市町村長等が製造所等の許可を取り消すことができるものとし、あわせて市町村長等が製造所等の使用の停止を命ずることができるよう要件について整備することといたしております。

第三に、危険物取扱者試験の受験資格の緩和についてであります。

広く一般の国民に危険物の知識及び技能の普及を図る見地から、乙種危険物取扱者試験の受験資格として危険物取り扱いの実務経験は要しないことといたしております。

第四に、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令についてであります。

最近における危険物施設の事故の実態にかんがみ、危険物施設における保安体制の確立を図るため、市町村長等は製造所等の所有者等に対し危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任を命ずることができるよう整備することといたしております。

危険物取扱者試験の受験資格の緩和については昭和六十四年四月一日から、危険物の範囲等に関する事項については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(谷川寛三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(谷川寛三君) 次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。梶山自治大臣。

○国務大臣(梶山静六君) ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、最近における社会経済情勢等にかんがみ住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得の軽減税率の引き下げ等並びに三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長及び免税点の引き下げを行うとともに、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を講ずることとし、あわせて道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例の適用期限の延長等を行うほか、国有資産等所在市町村交付金等について所要の規定の整備を図る必要があります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申

上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について税率の一部を引き下げて一律とし、他の長期譲渡所得と分離して課税するとともに、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得について、一定の場合を除き他の所得と分離して軽減する特例を設けることとしたしております。

また、法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、基盤技術開発研究用資産等に係る特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長することとしたしております。

その二は事業税についての改正であります。事業税につきましては、新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置を二年度間延長することとしたしております。

その三は不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入を活用して民間都市開発事業として第三セクターが取得する公共施設用地について一定の要件のもとに非課税とする等の措置を講ずるとともに、特定産業構造改善臨時措置法に基づく営業の譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置等の特例措置について整理合理化を行うこととしたしております。

その四は道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についての改正であります。

道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税につきましては、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として講じられた税率等の特例措置の適用期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長することとしたしております。

その五は自動車税についての改正であります。

自動車税につきましては、昭和六十四年十月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率の軽減措置等を講ずることとしたしております。

その六は固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

宅地等及び農地に係る昭和六十三年から昭和六十五年までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の額につきましては、評価がえに伴う税負担の調整を図るため、昭和六十三年評価額の昭和六十二年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とするともに、評価額の上昇割合の実態に応じ負担調整率の区分を細分化することとしたしております。

また、日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税を非課税とする等の措置を講ずるとともに、新築住宅に係る税額の減額措置等適用の期限を延長するほか、無公害化生産設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置等の整理合理化を行うこととしたしております。

その七は電気税についての改正であります。電気税につきましては、産業用電気に係る非課税品目の縮減を行うこととしたしております。

その八は特別土地保有税についての改正であります。

三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地に係る特別土地保有税の課税の特例措置の適用期限を二年度間延長するとともに、免税点の引き下げを行うこととしたしております。

また、筑波研究学園都市において整備された一定の研究施設の敷地の用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

その九は自動車取得税についての改正であります。

自動車取得税につきましては、地方道路財源の

確保を図るため、軽自動車以外の自家用自動車に係る税率の特例措置等の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長すること等の改正を行うこととしたしております。

その十は軽油引取税についての改正であります。

軽油引取税につきましても、地方道路財源の確保を図るため、税率の特例措置の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長することとしたしております。

その十一は事業所税についての改正であります。

事業所税につきましては、公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物に係る資産割及び新増設に係る事業所税の非課税措置の対象に共同利用建物以外の集団設置建物を加えるとともに、資産割の非課税措置についてその適用期限を二年延長する等の措置を講ずることとしたしております。

その十二は国民健康保険税についての改正であります。

国民健康保険税につきましては、課税限度額を現行の三十九万円から四十万円に引き上げることとしたしております。

その十三は国際花と緑の博覧会の開催に伴う特例措置についてであります。

昭和六十五年四月から国際花と緑の博覧会が開催されることに伴い、国際花と緑の博覧会協会等に対する住民税及び事業税、旅館における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対する料理飲食等消費税、国際花と緑の博覧会の用に供する家屋等に対する固定資産税等を非課税とする特例措置を講ずることとしたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項であります。

昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度分の市町村交付金につきまして、固定資産の価格の修正通知または修正の申し出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を引き続き講ずること等所要の改正を行うこととしたし

ております。

以上が地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(谷川寛三君) 次に、補足説明を聴取いたします。渡辺税務局長。

○政府委員(渡辺功君) ただいま説明されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして、お配りいたしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正であります。まず道府県民税の改正であります。

一ページから二ページでございますが、第四十五條の二第一項及び第三項の改正は、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者の申告書の提出について規定の整備を図ろうとするものであります。

二ページから四ページでございますが、第五十三條及び第七十一條の二第二項の改正は、道府県民税利子割について所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

次は事業税の改正であります。

四ページから五ページでございますが、第七十二條の五第一項の改正は、身体障害者雇用促進協会の改組に伴い所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

次は不動産取得税の改正であります。

五ページでございますが、第七十三條の四第一項第十二号の二の改正は、日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務の用に供する一定の不動産の取得について非課税としようとするものであります。

五ページから六ページでございますが、第七十三條の十四第七項の改正は、事業協同組合等が公害防止事業団から譲渡を受けて取得した一定の建物について課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

ものであります。

次は市町村民税の改正であります。六ページから七ページでございますが、第三十七條の二第一項及び第三項の改正は、道府県民税と同様であります。

次は固定資産税の改正であります。

七ページから八ページにかけてでございますが、第三百四十八條第二項第十九号の二の改正は、日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務の用に供する一定の固定資産について非課税としようとするものであります。

次は電気税の改正であります。

九ページでございますが、第四百八十九條第一項の改正は、りん化合物の製造に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

次は特別土地保有税の改正であります。

十ページでございますが、第五百八十六條第二項第一号の三の改正は、筑波研究学園都市建設法に基づく筑波研究学園都市の地域のうち、一定の区域において整備された一定の研究施設の敷地の用に供する土地に係る非課税措置を講じようとするものであります。

十一ページから十二ページでございますが、第六百二條の改正は、優良な宅地供給等に資する特例譲渡に係る納税義務の免除について一定の土地の譲渡をその範囲に加えようとするものであります。

次は事業所税の改正であります。

十二ページでございますが、第七百一十一條の三十一第一項第五号の改正は、従業者割の算定の基礎となる従業者に含めないこととする障害者の範囲を政令で定めることとしようとするものであります。

十三ページから十四ページでございますが、第七百一十一條の三十四第八項第四号の改正は、公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物に係る新増設に係る事業所税の非課税措置の対象に共同利用建物以外の集団設置建物を加えようとするものであります。

十四ページから十五ページでございますが、第七百一十一條の四十一第六項の改正は、住宅・都市整備公団等が新築または増築をして譲渡する利便施設のうち、一定の施設に係る新増設に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

次は国民健康保険税の改正であります。

十五ページでございますが、第七百三十三條の四第十七項の改正は、課税限度額を現行の三十九万円から四十万円に引き上げようとするものであります。

次は附則の改正であります。

十五ページから十六ページでございますが、附則第八條第一項及び第二項の改正は、道府県民税及び市町村民税について、基礎技術開発研究用資産及び中小企業者等の試験研究費に係る法人税割の特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

十六ページから十七ページでございますが、附則第十條の改正は、不動産取得税に係る非課税措置を改めようとするものであります。まず、保安林整備臨時措置法に基づき民有林野と国有林野との交換により取得した土地に係る非課税措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。また、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入を活用して民間都市開発事業として第三セクターが取得する公共施設用地で国または地方公共団体に無償譲渡されるものについては、昭和六十六年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで取得した場合に限り非課税措置を講じようとするものであります。

十七ページから十八ページでございますが、附則第十條の二第一項の改正は、不動産取得税について、新築した住宅の取得がなされたものとみなされる日に係る特例措置について特例期間を縮減の上、その適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

十八ページから二十二ページにかけてでございますが、附則第十一條第一項、第四項、第五項及び

第七項から第十四項までの改正は、不動産取得税に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。

第一は、政府の補助を受けて取得した一定の農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第二は、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき市町村長の勧告等により取得した農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第三は、集落地域整備法に基づく交換分合により取得した農用地について、昭和六十六年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に農用地の取得が行われたときに限り課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

第四は、政府の補助を受けて農用地開発公団が新設改良した一定の農業用施設の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第五は、都市計画において定められた路外駐車場で地下に設けられるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第六は、空港周辺整備機構が取得した航空機騒音による影響を受けることが少ない施設の用に供する土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第七は、特定船舶製造業安定事業協会が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

第八は、日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号の業務に基づき旅客会社等が取得した一定の家屋について、昭和六十六年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間にその取得が行われたときに限り課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

あります。

第九は、国立病院等の再編成に伴う特別措置に關する法律に基づき無償または減額した価額で取得した国立病院等の用に供されていた不動産について、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われたときに限り課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

第十は、消防法の規定による技術上の基準に適合させるためになされた病院等の改築により取得した家屋について、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に家屋の取得が行われたときに限り課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

第十一は、住宅金融公庫等から資金の貸し付けを受けて取得した不動産に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長するとともに、農業近代化資金等の貸し付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化等のための共同利用施設、中小企業事業団等から資金の貸し付けを受けて取得した中小企業構造の高度化等の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

二十三ページから二十八ページでございすが、附則第十一条の四第一項、第三項、第五項及び第十一項から第十六項までの改正は、不動産取得税について、市街化区域農地を譲渡した者が引き続き農業を営むために取得する市街化区域外にある土地並びに特定市街化区域農地を転用して新築した貸し家住宅及び住宅街整備事業の施行に伴い特定市街化区域農地の所有者等が取得する賃貸用施設住宅に係る減額措置の適用期限を昭和六十六年三月三十一日まで延長するとともに、特定産業構造改善臨時措置法に基づく営業の譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置を廃止しようとするものであります。

二十八ページから二十九ページでございすが、附則第十二条の二の改正は、道府県たばこ消費

費税について、税率等の特別措置の適用期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

二十九ページから三十一ページでございすが、附則第十二条の三第一項及び第二項の改正は、メタノール自動車に係る自動車税の税率の軽減措置の適用期間を昭和六十四年度まで延長するとともに、昭和六十四年十月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る自動車税について、昭和六十三年度及び昭和六十四年度分限り税率の特例措置を講じようとするものであります。

三十一ページでございすが、附則第十四条の改正は、公害防止設備に係る固定資産税の非課税措置について、その対象範囲から一定の設備を除外し、その適用期限を昭和六十四年度まで延長しようとするものであります。

三十二ページから四十ページにかけてでございすが、附則第十五条第一項から第三十一項までの改正は、固定資産税等に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、無公害化生産設備に係る課税標準の特例措置を廃止するほか、悪臭防止設備、一定の職業訓練法人が認定職業訓練の用に供する家屋及び償却資産、農住組合が取得する農業者の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。また、農林漁業団体が発電所等の用に供する家屋及び償却資産等に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、国立病院等の再編成に伴う特別措置に關する法律に基づき公的医療機関の開設者等が国から譲渡を受けた一定の土地及び家屋に係る課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

四十ページから四十四ページでございすが、附則第十五条の三の改正は、固定資産税及び都市計画税について、旅客会社等が日本国有鉄道から承継した一定の家屋または償却資産に対応するものとして取得した家屋及び償却資産について、日

本国有鉄道から承継した資産に係る特別措置と同様の特別措置を講じようとするものであります。

四十四ページから四十六ページでございすが、附則第十六条の改正は、新築住宅及び新築中高層耐火建築物並びに特定市街化区域農地の所有者等が新築した貸し家住宅及びその敷地の用に供する土地に係る固定資産税の減額措置について、その適用期限を三年延長しようとするものであります。

四十七ページから五十ページでございすが、附則第十七条の改正は、次に説明いたします土地に係る昭和六十三年から昭和六十五年までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に關し、必要な事項について定義しようとするものであります。

五十ページから五十四ページでございすが、附則第十八条、第十八条の二及び第十九条の改正は、宅地等及び農地に係る昭和六十三年から昭和六十五年までの各年度分の固定資産税について、昭和六十三年評価額の昭和六十二年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とするともに、負担調整率の区分を細分化しようとするものであります。

五十六ページから五十八ページでございすが、附則第十九条の四の改正は、三大都市圏の特定の市に所在する市街化区域農地のうち、既適用市街化区域農地及び昭和六十二年まで新たに課税の適正化措置の対象となつた市街化区域農地に係る昭和六十三年から昭和六十五年までの各年度分の固定資産税について、宅地等に準じた負担調整措置を講じようとするものであります。

五十九ページから六十二ページでございすが、附則第二十五条、第二十六条及び第二十七条の二の改正は、宅地等、農地並びに既適用市街化区域農地及び昭和六十二年まで新たに課税の適正化措置の対象となつた市街化区域農地に係る昭和六十三年から昭和六十五年までの各年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の負

担調整措置を講じようとするものであります。

六十三ページから六十四ページでございすが、附則第三十条の三の改正は、市町村たばこ消費税について、税率等の特別措置の適用期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

六十四ページから六十五ページでございすが、附則第三十一条の三の改正は、住宅用地以外の宅地等に係る昭和六十三年から昭和六十五年までの各年度分の特別土地保有税について税額算定の特例措置を講じるとともに、空港周辺整備機構が取得する航空機騒音の影響を受けることが少ない施設の用に供する土地及び特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業者から買い入れて保有する一定の土地に係る特別土地保有税の軽減措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

六十五ページから六十七ページでございすが、附則第三十一条の五の改正は、三大都市圏の特定の市の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地に係る特別土地保有税の課税の特例措置の適用期限を延長するとともに、免税点を引き下げようとするものであります。

六十七ページから六十八ページでございすが、附則第三十二条第一項、第三項、第四項、第六項及び第七項の改正は、自動車取得税の特例措置を改めようとするものであります。まず、政府の補助を受けて取得した過疎バス等に係る非課税措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長しようとするものであります。また、税率及び免税点の特例措置の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長しようとするものであります。さらに、メタノール自動車に係る税率の軽減措置の適用期限を昭和六十五年三月三十一日まで延長するとともに、昭和六十四年十月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車について、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年二月二十八日までの間に取得されるものに限り税率の特例措置を講じようとするもの

であります。

六十八ページから六十九ページでございますが、附則第三十二条の二の改正は、軽油引取税について税率の特例措置の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

六十九ページでございますが、附則第三十二条の第三項の改正は、事業所税について、公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物に係る資産割に係る非課税措置の対象に共同利用建物以外の集団設置建物を加えるとともに、資産割の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

六十九ページから七十ページでございますが、附則第三十二条の第四項の改正は、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に規定する事業の転換後の事業等の用に供する施設に係る新増設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

七十ページから七十一ページでございますが、附則第三十二条の三の第二項の改正は、日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業務に基づき旅客会社等が昭和六十五年三月三十一日までの間に取得した事業所用家屋に係る新増設に係る事業所税について、新増設事業所床面積から旧家屋に係る面積を控除しようとするものであります。

七十二ページから七十五ページでございますが、附則第三十四条の二の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、税率を一律に道府県民税二%、市町村民税四%とし、他の長期譲渡所得と分離して課税しようとするものであります。

七十六ページから七十七ページでございますが、附則第三十四条の四の改正は、所有期間十年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合の道府県民税及び市町村民税の長期譲渡所得について、一定の居住用財産に係る買いかえまたは交

換の特例の適用を受けるものを除き、他の所得と分離して軽減する特例を設けようとするものであります。

七十九ページから八十一ページでございますが、附則第三十七条の改正は、国際花と緑の博覧会の開催に伴い、国際花と緑の博覧会協会等に対する道府県民税、市町村民税及び事業税、旅館における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対する料理飲食等消費税、国際花と緑の博覧会の会場等において博覧会の用に供する家屋等に対する固定資産税等を非課税とする措置を講じようとするものであります。

八十一ページから八十五ページでございますが、附則第三十八条の改正は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に係る不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、特別土地保有税及び事業所税の特例措置の対象に一定の施設を加えようとするものであります。

第二は、国有資産等所在市町村交付金法の改正であります。

八十七ページから八十八ページでございますが、附則第十五項の改正は、昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度分の市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知または修正の申し出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を引き続き講じようとするものであります。

最後に、地方税法等の一部を改正する法律の改正であります。

九十ページから九十一ページでございますが、改正法附則第十七条による改正は、事業税について、新開業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置を二年度間延長しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(谷川寛三君) これより質疑に入りま

質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 まず地方税源の拡充について質問をいたします。

当委員会では昭和五十六年度から昨年度まで毎年のように、地方税制の改革に当たりまして附帯決議がつけられております。その骨子となるものは、国と地方の税源の再配分で地方の税源の拡充を図るべきである、そういう趣旨でございます。ところが、五十六年度からの「地方税に関する参考資料」を読みますと地方の税源が余り伸びておりません。若干の上下がある程度でございますが、ほとんど変わらぬ、こういう状態でございます。

一体これまで附帯決議についてどういう考え方で対処してきたのか。私は、憲法で定める地方自治の本旨というものを高めるためにはやはり地方の財源というものを高めていくと拡充強化するべきであろうというように考えております。そういう意味で、この附帯決議について今までどういふふうな考え方で対処してきたのか、その点をお伺いしたい。

特に、一極集中化とかあるいは過密過疎がどこ自治体にとっても今深刻な問題になってきております。これに対応した税制のあり方として、税の体系それから税目などを一体どう考えているのか、その点についてお答えいただきたいと思

○政府委員(渡辺功君) 地方税源の充実につきましては、委員御指摘のとおり、当地方行政委員会におきまして毎年のように附帯決議においてそうした御指摘をいただいているわけでございます。

地方税務当局といたしましても、これはもう基本的にそういう地方税源充実ということを最も重要な課題として考えてきたところでございますが、とりわけ、新しい社会経済情勢に即応して地方自治体の自主性、自律性を高めながら充実した地域社会を形成していくためには地方税源の充実を図っていくことが肝要であるというふうに考えております。

また、そのための努力もしてきたところでござ

いまして、例えば昨年九月の地方税法改正におきましては、長年にわたっていろいろ御指導いただき、あるいは御指摘もいただいていたところでございますが課税できませんでした利子等につきまして、新たに道府県税として利子割を課税するというようなことができたわけでございますが、こうしたことは地方税源充実の上では一つ画期的なことではないかと考えております。しかし、数字の点を指摘されまして御質問がございました。一方で減税も行っておりますので、地方税の割合が目に見えて上昇するという姿にはなっていないわけでございます。

なお、国と地方の税源配分の問題につきましては、これは国と地方を通ずる事務配分であるとか地方団体間の財源調整、それから地方行政全般のあり方とも関連する問題でございますので、税制調査会等の審議を踏まえまして、地方税源充実の観点に立つて対処してまいりたい、こう考えております。また、ただいま委員御指摘のように、最近の情勢を見ますと、税源そのものの偏在といえますか、そういったものが非常に顕著になってきております。そうしますと、従来から言われておりますように、地方税源の充実というものを基本に踏まえながら財政調整制度というものをあわせて考えていくということではないかと、なかなか地方財政全体としての整合のあり、そしてまた姿形からいいたしても適切なそういうものにはなっていないのではないか、そういう認識を持っております。

○山口哲夫君 一昨日の質問でも申し上げましたけれども、地方財政対策から見てもやはり非常に地方財政そのものが貧困の状態に置かれてきているわけでして、政府としてもこれに完全に対処できるような対策は全然講じていただいていないと思っております。

そういった中で、今局長は、基本的にはそういう重要性を認識して、そこを中心に考えてきたのだとおっしゃるんですけれども、しかし数字が示しておりますように、昭和五十六年の三六・三%

がほとんど一%前後の上下の変更に過ぎないわけですが、ですからそういうところに重点を置いた政策の変更というのはほとんどやっていないと同じだと思ふんですね。局長は基本的に重要だと考えているとおっしゃっていますけれども、それは言葉だけであつて実際に全然やられていない。だからいまだに三割自治だと言われるわけですね。実際には地方の政策執行のために使っている財源というものは六、七割を占めていると思ふんです。ところが税源の方だけは三割自治、収入の方は依然として三割自治なわけですね。

私は附帯決議というのはそんなに軽いものなんだろうかなと思ふんです。少なくとも国会の附帯決議というものは常に尊重してもらわなければならぬ性格のものだと思ふんですけれども、約六、七年間にわたつて全然変わらないうのは一体どういう考え方なんでしょうか、附帯決議に対する認識をまず聞いておきたいと思ふんです。

○政府委員 渡辺功雄 附帯決議が非常に重いものであるという点につきまして、私もそう考へております。問題は、国税と地方税の割合というものが例えばポイント上がるといふことは大変なことではございます。しかし、それはもっと充実すべきであるという御議論もあることは承知をいたしております。

しかし、では具体的にどういふことでそういう充実を図るかということになりますと、税源といたしましてはやはり所得に係る税があるいは資産に係る税があるいは消費に係る税か、こういうことになります。先ほども申し上げましたように、税源が非常に偏在しているような状態ということも考え、あるいは国内において、流通の状態からいへば非常に相互流通、あるいは相互の消費の關係が密着になつていふ状態を考へますと、地方税源の充実といふことになると、やはり所得に係る税金があるいは資産に係る税かということになるわけではござい

ます。それはもう委員御承知のとおり、私どもは税制調査会の答申に従ひまして、長期的にはこれを充実強化すべきであるという方向でもつて物を考へ対処してきたところでございます。しかし現実課題としていたしましては、固定資産税が急増することについてこれは非常に大変だという御議論もありません。

そうした資産課税の問題があります。また一方で、では所得課税はどうかという、これは住民税減税問題というのには常に起きてきておりまして、税源充実を図る、そうするとそのときには同時にやはり減税という課題が私ども共通の課題として、それを追ひましてそういう減税が行われてきた。こういうような状態がたゞいま御指摘のようになつてしまつて、地方税の割合といふものが、そういう動いていないといふことになつてしまつて、こういうふうに見えていたわけではございません。どうか、こう考へるところでござい

ます。○山口哲夫君 いずれにしても、根本的に地方の税源をもつともと拡充しなければならぬ、こういう附帯決議に沿つた改革案といふのは今まで自治省自体も考へていなかったのじゃないかと思ふんです。だからそういう点で数字が示しているように一向にふえてこないわけでは、少なくとも決議案で何年間にわたつて同じようなことを指摘している以上は、もう少しやはり国会の決議といふものを尊重して根本的な地方税源の拡充策を自治省自体として一度検討していただきたい、こう思ひますので、まずそこを強く要望しておきたいと思ひます。

それで、これに関連いたしまして税源の拡充等について二、三申し上げてみたいと思ふんですけれども、例えば国税の法人税と地方税の法人税割、この課税対象となる課税ベースといふのは同じなわけで、国の大企業の特優税制、例えばいろいろな引当金とか準備金がありますけれども、そういうものがそのまま地方税割にはね返つてまいりまして地方税の大幅な減収にもつながつてい

るわけです。ところが一方所得税割の方はどうかと見ると、これは控除額が別々なために優遇措置がそのままだね返らないような状態になつてい

るわけなんです。ですから私は、この法人税の方も所得税と同じように控除額といふものを地方税そのものでも行えるような形をとるべきだ。やはり法人税割の方も大企業優遇の不公平税制がね返らないように遮断措置をとるといふのも非常に重要であつて、そういうことを行うことによつて今申し上げたような地方税源の拡充にもつながつてくるのでないかどうか、そう思ふんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員 渡辺功雄 たゞいま御指摘のような点は、これは遮断といひますか、法人税といふものは、あるいは法人所得に対する課税といふものが、あるいは法人所得に對する課税といふものがどういう組み立てになつていふかといふことが基本ではないかと思ひます。といひますのは、法人所得といふものを構成するものは何かと、こういうことなんでしょう。その点につきまして、国税として法人所得はこうだとか、地方税として法人所得はこうだとか、こういうことにはならないわけではございまして、それは現在の会計の原則であるとか、むしろそういう税制を立てる基礎となつていふ制度そのもの、あるいは商慣行であるとか、あるいは会社組織のその基本になつていふ商法上の組織であるとかいふような、そういうものもろの制度の上に立脚して成つていふ、こういうふうな御理解をいただかなければならないと思ひます。

それからもう一つ、そういう法人所得について、まさに法人税割は税割でございまして法人税の一定割合でございまして、同時にもう一つの要素といひましては税制の簡素化議論といふのが非常に強いわけではございまして、この税制の簡素化議論といふものを度外視いたしまして税制はなかなか組み立てられない。むしろ、そこをどう無理をいたしますと、それならもう地方税をやめて国税として全部取つて配ればいいじゃないかという議論は常に私どもがさらされてい

る。議論でございまして、そうした議論は例えば個人住民税についてすら国会においても行われるといふような状況でござい

ます。そうしたような状況から考へますと、やはりその税制の簡素化といふような要請、それから所得をどういふふう把握するかといひますか、所得といふものは何かといふその基本、そういうことを踏まえますと、国税、地方税を通じてそのところは共通の課題ではないだろうか、こういうふうな思ふわけではござい

ます。次に御指摘は、そういう法人所得そのものではなくて、いろいろな特例措置がそのまま波及することはどうかといふことなんでしょうが、これにつきましては、若干地方税として別の扱いをしていふものがございまして、前段申し上げました簡素化といふ観点だけではなくて、やはり国といたしまして政策税制としてどういふことをやつていくのが国全体として適切か、こういう議論でございまして、その多くは地方税においても同一の方向においてそういう政策を進めていく、これが適切であるといふふうな判断されるものではないだろうか、こういうふうな考へてい

るところでござい

○山口哲夫君 この問題をやりましたらそれこそこれだけで何時間もやらなければならぬような大きな問題です、まだたぐさんの問題を抱えておりますからこの問題で今議論しようと思ひませんけれども、ただ私の言いたいことは、今局長がおっしゃつたことを聞いておりますと、国税と地方税といふものを一体に考へていらつしやるんですね。ですから国税の方でいろいろな優遇措置を講じればそれが即ち地方税にはね返つてくるわけですね。地方税の独立性といふのは一つもないわけですね。私はやっぱりそこで、地方自治の本旨といふか、地方の独立性、自主性といふものがまず税の上で全然尊重されていなく思ふんです。そこにまず問題がある。そういうことを根本的に改革していかねければならぬと思ふんです。

たまたま今の法人税の問題一つとつてみまして

も、税の簡素化だというふうにおつしやいますけれども、所得税の方はちゃんと別々に控除しているわけでしょう。ですから法人税だつて別々に控除しようと思えばできないはずはないと私は思うんです。だから、引当金は法人税の方はやるけれども地方税の方はそれは遮断してしまつて、地方税の方はちゃんと所得に直接かけられるようにしようと思えばできないことはないとは私は思うんです。そういう中でやはり地方の税源というものを高めるための努力を私はするべきでないかなと思つておられますけれども、もう一度基本的な考え方を。

○政府委員(渡辺功君) 租税特別措置につきましては、どういふ場合にそれを遮断できるかというような判断ができ、あるいは技術的にも可能である場合があると思いますが、ただいま御指摘の例えは引当金のようなことになりまふというところ、これはもう法人所得そのものでございまして、個人住民税の方でも、所得そのものはこれは国税と同じでございまして。

御指摘の各種の所得控除、これは自然人の場合、は、自然人に対してどういふ税負担を求めるかという思想の違いが国税である所得税と住民税とは違ひますから、そうした違いに基づいて負担の求め方も違つてゐる。しかし全体として個人の所得に対する負担をどう求めるかは、やはり国税である所得税、地方税である住民税を通じて、全体として納税者にどれだけの負担を求めるか、こういう考え方でないかと思ひます。

したがいまして、御趣旨の点は私もよくわかると思ひますが、そういう特例措置などをできるだけ縮減したいという気持ちでありますので、これは地方税、国税を通じてございまして、私も国税当局とも気持ちを含めてございまして、整理合理化に努めてまいりたい、こう考えているところでございます。

○山口哲夫君 今引当金は所得そのものではない、そんなようなお話がありましたけれども、昭和三十九年以前はこの引当金なんというのは租税

特別措置の中にちゃんと入つていたはずで、私はやはり租税特別措置として引当金というものを考えるべきだと思つてゐるんです。ですからそれを地方税にまで影響させていくということについてはどうしても納得できないわけであつて、地方税源を拡充するためにはもう少し地方税そのものを独立性を持ったような性格に強化してほしいなど、こんなふうな思つておられますので、そのところは意見が大分違つておられますけれども、強く要望しておきたいと思ひます。

その次、二番目は地方税の特別措置の問題です。税制調査会の六十二年十二月に出されました「昭和六十二年の税制改正に関する答申」、この三十六ページにこんなふうに出てゐます。「地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、税負担の公平を確保する見地から一層の整理合理化を図るとともに、その新設及び拡充を行うことは厳しく抑制すべきである。」

たしか昨年の当委員会における佐藤三吾議員の質問に、地方税の特別措置といふのは百八十項目というふうにおつしやつたと思つてゐるんですけれども、今月二十四日の衆議院の地方行政委員会では会長の山下議員の質問に答えて、百九十五ないし二百項目だといふふうにお答えになつてゐるんです。大分ふえたんでないかなと思つてゐるんですが、どうでしょうか。

○政府委員(渡辺功君) 御指摘の百八十項目であつたものが現在は約二百項目にふえてゐるではないかという点についてはそのとおりでございまして。内容は、先ほど新旧対照表の中にもいろいろ申し上げましたが、そういった事情が入りまして二百項目になつております。

○山口哲夫君 これも税制調査会では、地方税の特別措置については整理合理化を図るべきであるという答申が出てゐるにかかわらず、どうしてふえてくるんでしようか。

○政府委員(渡辺功君) 税制調査会におきますその御指摘というものは、やはり税金というものは

本来は国または地方公共団体がその財政需要を賄うための税源を確保するためのもので、したがつて政策税制といふものはそういう基本からいへばちよつと別のものであるけれども、しかしその政策税制自体を税制調査会も否定してゐるわけではないわけなんではないかと。しかしながら、そうした政策税制が立てられてそれが任務を終了した、あるいは重要度を減じたといふときには依然として存続するやうなことはそれは適切でない、その整理合理化を厳重に進めるべきだ、こういう御趣旨でありまして、私もそう考へてゐるわけでございます。

今回ふえた理由でございますが、例えば六十四年度の自動車の排出ガス規制に適合した自動車に係る自動車税とか自動車取得税の軽減措置とか、あるいはN.T.T.株の売り払い収入を活用した民営化で、第三セクター、これは地方公共団体が出資するもので第三セクターでございまして、そうしたものが取得する公共施設用地で最終的には県とか市町村に帰属するといふやうなものについては非課税措置であるとかいふやうな特例措置を、かなりの数、立てておられます。したがいましてそうしたことによるものでございまして。

最近の厳しい財政状況とか税負担の公平の強い要請といふことを考えますと、政策目的の遂行のためにやむを得ないと認め新設したものでございまして、こうした政策税制については今後とも新設をできるだけ抑制して、また既得権化とか慢性化といふことがないようにこの見直しを常時行つたといふことで努めてまいりたい、こう考へております。

○山口哲夫君 任務が終わつたものについては整理合理化などといふのはこれは当然なわけですね。補助金などといふのはそういう点では、もし補助事業の目的に沿つていないやうなことがあれば直ちにこれは返還を命令するだけの力を持つてゐるわけですね。ところが、補助金と同じだと言われるこの特別措置についてはそれだけの厳しさといふのは私はないと思つてゐる。ですからまだ

まだ整理してもいいものがあるのではないかなといふふうにお考えなすけれども、それはさておきまして、いづれにしても、税制調査会ではいろいろなことを考えた上で整理合理化しないと言つてゐるのに逆になつてゐるというところは、これはいかに政策的な税制をやらざるを得なかつたといつてもちよつと納得できないですね。

ですから、私はぜひお願いしたいのは、この特別措置の内容を一度出してきませんか、二百項目。例えばどういふ具体的な項目があるのか、それがどのぐらいの限定的なもので行われてゐるのか、あるいはそれによつてどのぐらいの減収になるのか、ひとつ具体的なものを示していただきたいと思つてゐるけれども、どうですか。

○政府委員(渡辺功君) ただいま御指摘のやうに、そうした税制調査会の答申といふものがございまして。私もそのやうなものでございまして。たゞ、今回それにもかかわらずふえてゐるのとはどうしてかといふことになりまふというところ、やはり総論といたしましては、そうした特別措置といふものに対して一般的な姿勢としてはそういうことが言われるわけでございます。ところが一つ一つのものを追ひつていきたいと思います。やはりそうした措置は必要だといふ議論が出てくるわけでございます。

今回も、例えば国有鉄道の清算事業が行う基盤整備事業によつて旅客会社等が取得した家屋に係る課税標準の特例措置といふやうなものができるといふと、こういふものにつきます。これは、理屈はやはり、清算事業が行うもので国鉄が民営化されたときに経過的な措置としてなされた措置等と横並びとなるやうな措置をどうしてもしないとならないといふやうな場合の措置がされるというやうなことになるやうな場合、例えばそれが二つの項にまたがつて書かれたりしますと、さつきの二百項目といふのは項の数で勘定してゐるわけなものですから、それでも二項といふふうな勘定をしていくといふやうなことでござ

ございます。

なお、そうしたことで今二百項目についてはちよつと御説明がでないのでございますが、この特別措置の新設の中で見ますというと、減収見込み額では、大きなものは、例えば日本障害者雇用促進協会から障害者職業センターの設置及び運営の業務の用に供する不動産の非課税措置が二千八百万円であるとか、今の国有鉄道の不動産取得税の関係で三千四百万円であるとか、あるいは排ガス規制に適合した自動車については低い税率を適用する、これは前から各段階でやっておつたのですが、それと類似したそういう措置なのですが、それが千二百万円であるとか、また自動車取得税の排ガス関係が割合大きくて八千九百万円、こういうようなところが割合大きなところでございます。

お配りしております俗に黄表紙と言つています資料でござんいただきますと、整理合理化の数字とそれから新たな新設による減収、それぞれプラス・マイナス出ておりますが、どちらもちろんこうした措置でございまして金額が少なくないという言ひ方は適切でないかもしれませんが、プラス・マイナスそれぞれ、そう大きな数字で出たり入ったりすることではないわけでございます。

○山口哲夫君 今までのものも含めまして約二百項目、これを出していただけますか。

○政府委員(渡辺功君) これは税法の項なものですから、コピーをして並べられるのでございませうけれども、項の関係で公表されておるものでございまして、それでござんたいいて、もし御疑問のある点がありましたらまた御指摘をいただいて御説明できれば私どもとしては幸いです。

○山口哲夫君 大蔵省の方は予算委員会に租税特別措置のそういった内容というのは全部出しているんですよ。だから自治省も出せないことはないと思うので、そういうものを出していただいた上で私どもとしてもやはりじっくり議論をする必要

があるのじゃないかなと思つてゐるんです。

○政府委員(渡辺功君) 出すことについては、もう法律のことそのものでございます。しかし、たしか私どもの方も大蔵省と合わせたような姿で、国の影響のあるものがどういふものであるとか、あるいは地方独自のものがどういふものであるとか、その中で大きな項目はどういふものであるといふような資料をつくつておりますので、まずそうしたものを示して、これはもうずつと毎年審議のために提出いたしておりますので、時系列的にもこれでたどつていただけたらと思ひます。

○山口哲夫君 後日で結構ですから、出していただけるわけですね。

○政府委員(渡辺功君) 毎年度出しておりますが、「昭和六十三年度非課税措置等による減収額試算(地方税)」というものを示しております。総括表、それから国税の措置による減収見込み額を項目別に、それから地方税独自の減収というものを示しておりますので、まずこれをお示しいたし、こう思ひます。

○山口哲夫君 二百項目全部出ているんですか。

○政府委員(渡辺功君) 二百項目をずつと項のまゝ書きますとかえつて大変わかりにくうございまして、むしろこれをござんたいいて、どういふことについてまた必要かというのを御指摘いただければ大変幸甚でございます。とにかくこの資料を提出させていただきます。

○山口哲夫君 わかりました。せつかく税制調査会の方ではこの特別措置というのをできるだけ整理合理化すべきだという答申がございまして、私も資料をよく読ませていただきました。そういう答申に沿つたような方針で今後ひとつ質疑を続けていきたい、そんなふうに思ひますのでお願いしておきたいと思ひます。

さて、次は固定資産税の問題に入りますが、これは今私が申し上げたのと今度は若干逆な立場で申し上げなければならぬんです。特別措置については企業側に対する優遇措置というのが非常に多くあるんですけれども、私どもの方から見れば、

ば、こういうところにこそもう少し手厚い特別措置を講じてもいいのではないかと、ところが抜けているように思われてならないわけですね。それは固定資産税の中で特に年金生活者だとかあるいは低所得者に対する固定資産税の免除の問題なわけですね。

大都市を中心にしたしまして土地の評価額の異常な上昇があるわけですが、これはそういう意味では若干、評価額というものを三年間で上げるように改正をされてきたわけですね。ただ、この異常な値上がりと言つていますけれども、この評価額というものは六十一年の七月一日現在です。からまだそれほどでもないと思ひます。最も値上りの激しかった六十二年度というのは、三年後の六十六年度の評価額にあらわれてくると思ひます。ですから、これはもう三年後の評価額の方がむしろ恐ろしいと、私はそう思つてゐるわけなんです。それにしても、これは高いところでは評価額が倍近く上がるというところも中には見受けられるわけですね。固定資産税の税率は同じではあつても税額は相当アップしてくるだらうと思ひます。

それで固定資産税というのは物税の形をとつてゐるわけですね。ただ固定資産というものは、その固定資産から収入の上がるものと上がらないものとがあると思ひます。例えば住宅用の固定資産なんというのは収入なんかは全く上がらないわけですね。そういうものまで物税の考え方では課税をするというのは一体どういふものかなと私は思つてゐるわけですね。いろいろと本を読んでみますと、イギリスの保守党は約十年くらい前に選挙の公約で、住宅用の財産に対しては地方税を廃止するという相当思い切つた公約を掲げておつたようですね。ただ、住宅用の財産に対する地方税を廃止するといつても、中には大変な高額所得者もいらつしやるわけですね。そういう人も含めて全部減免するといふのはどうかというふうに思ひます。ですから、少なくとも資産を持つてゐる方々の所得といふものをもう少し考慮してこの固定資

産税の課税方式といふものを検討してみてもどうかと、そんなふうには思ひますが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(渡辺功君) 委員ただいま御指摘のように、固定資産税は物税でございます。物税として構成されてゐるというよりは物税そのものでございまして、この固定資産税のようなそういう税は、つまり資産の保有と市町村の行政サービスの間に存在する受益関係に着目して、資産を所有するといふことに担税力を見出して資産価値に応じて税負担をしていただく、こういうことではないかと、私は思ひます。したがって、この所得に對應するようなものとは人税である住民税といふようなところでそうした要素を加味していくことが大切ではないかと、こう思ひます。

例えばそこから収入が上がるかどうかといううな議論になりますと、住宅から上がる収入は、帰属家賃とか帰属地代といふものをどう考へるかとかいろいろ議論があるようでございます。私どももそういう意味では、やはり個人で住んでゐる家でもそういう担税力として資産価値に應じた負担を求めていくことは理由があると思ひます。

なお、この所得があるとか収入がその土地から上がるというところを極端に考え出すといふと、それでは未利用地というのは全然固定資産税は課税できないのかとかいふような理論問題があります。そうではなくて、やはり資産に應じて負担をしていく税金と所得に應じて負担していく税金とをどの程度に組み合わせれば合理的か、こういうことでございまして、固定資産税だけを取り出して所得に對する負担がどうであるという議論を始めますといふこと、どうもこのところがはつきりしないといふことになつていくと思ひます。

ただ、委員の御指摘のように、それでは負担が非常に過重になるところがあるではないかといふことにつきましては、そうございまして、一定規模以下の住宅用地につきましては税負担を緩和す

る措置をとっていることは、現在の制度でそのとおりでございます。また、負担調整措置を講ずるといふようなことなどいたしまして、この税の基本的な性格というものを損なわない範囲で可能な限りの措置を講じてきている、こういうことでございます。

○山口哲夫君 資産課税というものがいわば物税として、固定資産税というものが物税として果たしているのかどうかという議論というのは、もう諸外国ではだんだん行われてきているわけですね。今言つたように、英国では少なくとも住宅用財産の税金だけは全部廃止するべきだというそういう考え方からいきますと、これは資産課税としての議論だと思ふんです。ですから私は住宅用の資産というものは、そこから所得が上がるのではないわけなんです。やはりこれは私たちが、でももう一度考え直してみよう問題でないかなと、そんなふうにも思ふんです。だからぜひこれは一度議論をしていただきたいものだなと思ふんです。できれば税制調査会あたりでこういうものをきちつと一回議論してもらえないものかなと思ふに思ふんですけれども、そういうことは不可能でしょうか。

○政府委員(渡辺功君) 税制調査会の議論では、固定資産税につきましては、むしろ固定資産税負担をある程度求めて、それで住民税との負担の割合といふんです。そういうものが是正できないかという議論が多いわけでございます。そうしたもう一つの議論がございまして、税制調査会の今までの結論的な答申の立場というのは、我が国の固定資産税が市町村税に占める割合というのは低下の一方である、したがって中長期的に考えれば固定資産税を充実すべきである、それは評価の均衡化、適正化を通じてそうした方向を求めべきである、そういうスタンスで御答申になつているところでございます。

○山口哲夫君 確かに市町村税の中に占める固定資産税というのは非常に重要ですから、市町村の

税源という立場から見ればそれは当然だと思ふんです。ただ、それだけで課税される立場のことを果たして考えているのだろうかという疑問を持つわけですね。少なくとも納税者の立場に立つてみるならばやはり一度議論をしてもしかるべき問題ではないのだからかと、私はそう思ふんです。だから私はそういう立場でこれからも勉強してみたいと思ひますし、できれば自治省としても少し諸外国の例等も参考に勉強してみたいと思ひます。

○政府委員(渡辺功君) 私どもは国会でいろいろ御議論のあつたことを政府税調に報告いたしますので、そうした中で報告をいたしたいと思ひます。

なお、諸外国のことに言及されましたのでちよつと申し上げますが、一般的にそうした固定資産税のようなそういう資産に対する課税として地方税は構成されておるわけでございます。確かにイギリスのレイトの場合はたゞいま保守党においてそういう改革がされようとしておりますが、それにかわつて、いわばコミュニティチャージといふのです。人頭税を入れるといふことでございまして、どうもこれはやはりよくいふによつては資産課税以上に私どもの考えからいへば不公平な税金になるのではないかという感じがしないうえに、きりきりすることについて評価できるような中身のなかどうか、実態を把握しません。

それからアメリカの場合などを考えますといふと、我が国の固定資産税よりかなり全体水準が高うございまして、アメリカあたりでいろいろ議論が行われていることは、我が国の固定資産税の水準自体の中で行われるにはちよつと基盤が違ふのじやないだろうかといふことがございます。

そうしたことも含めまして私どもは、しかしながら固定資産税というものは、先ほど来御指摘のありますようにいろいろな方々がそこに住まわつておられる、あるいは事業活動でも従来と同じような事業活動の中で固定資産税を負担していく、

こういうことでございますので、そうした状況全体を踏まえながら今後とも適切に対処していきたい、こう考えているところでございます。

○山口哲夫君 アメリカの問題は後ほどちよつと触れたいと思ひますので別におきまして、確かにイギリスの場合には、今おつしやつたようなコミュニティチャージとの関連の中で公約というものも出てきたといふふうに私も承知しておりますけれども、必ずしもそれと日本を同一視しなければならぬという理由もないわけでは、固定資産税そのものを果たして物税として見ていいかどうかという、そのところだけでもできればやつぱり議論をしてみたいものだといふふうに思っております。私もこれから少し勉強してみたいと思ひますので、ぜひ自治省の方としても御検討いただきたいと思つております。

そこで、年金生活者、低所得者に対する固定資産税の免除の問題なんですけれども、サラリーマンの時代には一定の所得がありますから、固定資産税を払ふことについては、随分高いんですけれども何とか払える。しかし年金生活に入りますと途端に収入はぐんと減つてしまふわけですね。ですから固定資産税を払ふのが非常に苦しくなつてくるというのが年金生活者の共通した意見なわけですね。

それで、アメリカにはサーキットブレーカーといふいわゆる固定資産税の負担緩和措置をとる州が非常に多いといふように言われているわけでございます。ちよつと勉強してみまして、アメリカの固定資産税の負担割合というのは世帯の所得の六%を超える場合にはこれは過多だといふことで、大体六%を超えた場合にはこのサーキットブレーカーといふものを適用する、ある州においてはこれが四%から五%で適用させる州もあるやに聞いておるわけです。

それで、六%といふことでちよつと日本の場合に置きかえて試算してみたいわけですね。年金生活者といふのは大体年間所得はどのぐらいかなと思つたら、高い人でも二百二十万くらい、低い人

になりますと、厚生年金の場合には昭和六十年で百四十五万くらいです。だから二百万にいかないんですけれども、極めて大ざっぱに二百万という所得で計算してみたいんですが、六%といふと大体年間十二万円の固定資産税までは何とかなる、しかしそれ以上になるとこれはアメリカ式でいけば過多だといふことになるわけですね。

十二万円ということになりますと一カ月一万円なんですけれども、一万円の固定資産税を払うといふのは確かに大変だと思ふんです。それで、標準税率一・四%です。八十五万をそれで割つてみますと、固定資産の評価額が八十五万なんです。ですから八十五万の資産を持つていられる人は、アメリカ流でいくならば大体税金は払わなくて済むわけですね。八十五万といふにしても、土地の場合は二百平米以下の場合には四分の一という優遇措置がありますので、八十五万のうち土地が四百五十万と見ますと、四分の一でこれを逆算しますと約千八百万の評価額、そして家屋が四百万、合せて二千二百万の評価額の資産を持つていられる人は、東京ですべてもうアメリカ流でいけば減免になるということなんです。

二千二百万といふと、今東京で住宅を持つていらつしやる方はほとんど全部と云つていいくらい対象になるのじやないかなと思ふんです。地方ですと一区画の面積が広いですから、そういうことからいくと大体八百五十万の人はほとんど全部対象になるだらうと思ふんです。そういうことからいきますと、アメリカ流でいくならば日本の年金生活者はほとんどが固定資産税は免除といふことになるんですけれども、私はやつぱり日本の年金生活者、低所得者に対しては固定資産税といふのは免除するくらいの政策をとつてもしかるべきじやないかなと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(渡辺功君) いろいろ数字を挙げての御質問でございます。私どもそれにびつたり合うほどたゞだ数字を持つておりませんけれども、御覧におきますサーキットブレーカーは、御

指摘のように州によっていろいろなやり方があるようにございませう。それで、ただいまの御指摘のように何%というようなことになりまうと、どうも広くて大きな家に住んでいる人ほどそれにひっかかるわけでございませうが、それもちよつと変な議論になつてくるのではないかと、うふうに私も考えます。そういうことを考えますという、私も、我が国でやっていると二百平米までの住宅用地については四分の一というやり方の方がそういう点では適切なのではないだろうかという考えもございませう。

そこで、私も、このサーキットブレーカーというのは学者の方々なんかも立派なこととして言われるものだから、どんなことになつていくかというところで調べてみますという、一九八四會計年度でございませうが、手元の資料では三十一州でやつておつて約十四億ドルぐらいこれによつて軽減をしている。これを当時の、一九八四年ですから換算レート二百三十円で換算いたしましたも三千二百億ぐらいになると思ひます。我が国の四分の一の特例、二分の一の住宅用地の特例による軽減額は一兆三千億ぐらいになると思ひますので、そういう点では、住宅用地とそれ以外の土地というものの対する差といひますか、それは我が国の場合現行制度でかなり拡充されているといひますか、私もはかばかしく限度ではないだろうかといふふうに感じてゐるところでございませう。

○山口哲夫君 確かに評価額四分の一という政策というのはこれは資産を持つてゐる人にとつては、特にサラリーマンにとつては非常に優遇だと思ひます。これはこれで私は評価したいと思ひます。ただ年金者といふのは、御案内のように、確かに広い住宅に入つていたかもしれないけれども、だんだん子供が結婚して独立していく、そうすると広い中に老人世帯だけで住まざるを得ないわけですね。ですから、一方では広い土地あるいは広い家屋に入つてゐる人までも優遇になるのじゃないかと思ひます。けれども、しかし、できれば年金者はもっと小ぢんまりしたところ

でいいものがあればそれは移りたいでしょうが、今とてもそんな新しい住宅を求めるなんということは不可能なわけですね、物すごく高くて、ですからやはり広くても今までのところに住んでいざるを得ないわけですね。

ところが年金生活に入つた途端に収入がぐんと減る、固定資産税は全然変わらないといふことになると、その固定資産税に追われてしまつて満足な生活ができないという年金生活者の悩みが私はあると思ひます。だから、確かに今の四分の一の評価額といういい政策はあるけれども、それとはもつと別個に、やはり年金生活者のことを考えた固定資産税の免税といふことを考へてしかるべきでないかなと思ひますけれども、全然検討する余地はありませんか。

○政府委員(渡辺功君) 年金生活者の固定資産税問題といふのはかねてからいろいろ御議論をいたしておりまして、私ももうした御議論があること、また具体的なケースによつてはそうした御議論があるほどといふような状態になつておられることがあるといふこともわからないわけではないのでございませう。

そこで、いろいろ勉強もし、どういふ負担だろうかといふふうに考へるわけですが、今、固定資産税だけじゃありません、都市計画税も含めてでございませうが、いわゆる大都市、指定都市でございませうが、大都市の平均で見れば、二百平米の土地を持つてゐる家屋が八十五平方メートルあるといふ想定でいひますといふと、六十二年では、固定資産税、都市計画税を合せて、平均価額で試算しますと十一万一千円ぐらいの税金になります。こうした方々の三十年加入の夫婦の厚生年金といふのは年額約二百万円ちよつとといふ試算があるようにございませうので、それでいひますといふと、都市計画税を含む場合は五%ぐらいといふことになりませう。

一方、第二種公営住宅に入つてゐる方を考えますと、入居基準としての収入限度との割合といふようなことを考へてみますといふと、夫婦の世帯

の場合はそれが二・四%ぐらいになります。つまり固定資産税の問題といふのは、御指摘いただいたことはまさにそのとおりでございませう。しかしながら同時に、同じ年金生活者の方々でも住宅のある人ない人、あるいは同じ住宅でも広い住宅を持つておられる方とそうでない方、それからまた東京のような資産価値の高いところにお住まいの方と本当に田舎の方でお住まいの方、そういったようないろいろな問題があるわけでございませう。したがらしましてそのところは、全体としての負担水準の問題をどうするかは別といたしまして、資産価値に應ずる負担といふことをお願いする、これが基本ではないか、こう思ふわけでございませう。

それでは非常に冷酷ではないかといふことになつてございませうが、それについては、地方税法は国税と違ひまして担税力の点、貧困により生活のために公私の扶助を受けてゐるか、あるいは特別の事情があるといふような場合には市町村の条例によつて最終的には減免の制度といふのがありますので、そうした仕組みといふものを備へた地方税法でございませう。したがらしまして、前段申し上げましたような住宅の特例であるとか、あるいは固定資産税全体としての負担水準といふことに配慮しながら、その上でまた減免制度といふもので最終的な措置をしてゐるというように仕組む中でやはり御理解をいただくといふことではないかといふふうには思はれるわけでございませう。

なお、御指摘の中には、例えば非常に財産を持つてゐるけれども現金は持つてゐない、そうするとその払い方といふものを工夫することはできないとか、いろいろな議論があるのだからと思ひます。土地や家屋についての権利といふものを細分化してそれを区分していくような制度といふようなものが先行してあるといふふうな状態が將來起きてきますといふと、またいろいろな工夫のしようがあるのではないかといふふうにも考へておるところでございませう。

○山口哲夫君 確かに公住等に入居してゐる人の

負担率といふのは非常に高いと思ひますけれども、大体それ自体がやはり問題があるわけですね。日本の場合には非常に住居費といふのは高過ぎると思ひます。だからそれと比較したら、幾らたつたつた年金生活者の今私が申し上げたような問題は手がつけられないと思ひますね。だから、一方ではやはりもう少し勤労者の住宅費といふのですか、そういうものの家計簿の中で占める割合をぐつと下げていくための政策といふのは当然これは考へるべきだと思ひますが、一方で年金生活者の住宅の固定資産税といふものもやはり検討をしてもいい時期に來てゐるのではないかなと、そんなふうには私は思ひます。

特に年金生活者の場合は、それじゃ退職金で家でも建てかえようかといふても、それは建てかへはできるんですけども後の固定資産税のことを考へれば支払い能力がとてつもないといふことと改築もできないといふような人もあるわけですね。これは現実にはそういう人はあるわけですね。ですから私は、もつと内需拡大をするためには、こういった年金生活者が建てかへする場合に、住宅を建てる場合のいろいろな税金が、あるいは、そういったいろいろな税金や、特に固定資産税なんかは減免措置を講ずることによつて内需拡大にもつなげていくのじゃないかなといふようにも考へてゐるわけですね。こういう点で、これから私はもう少しこの年金生活者の固定資産税問題を追求してみたいと思ひますので、できればひとつ自治省としても検討をしていただきたいものだなと思ひます。もう一度だけひとつお答えしてくだされい。

○政府委員(渡辺功君) そうした御議論といふもの、それからまたそういう御議論によつて來てゐる実態といふものを踏まえてのお話でございませう。その実態そのものについては、いろいろな状況といふものによつて違ひがあると思ひますけれども、そうした事情といふものがあることも否定はできないところであらうと思ひます。

基本的な考え方としては、固定資産税はや

はり市町村の税源というものではもう基幹的なところでございます。そしてまた負担の公平論からいえば、資産を持っておられる方とそうでない方、多い資産と少ない資産というところはやはり基本的には外せないのではないかとすることは考へつつ、ただいまのようなお話も含めてよく考へてみたいと思ひます。

○山口哲夫君 次に社会保険診療報酬の非課税措置の撤廃の問題について質問をいたします。

ことしの税制調査会の答申によりますとこういうふうになつております。

「事業税における社会保険診療報酬の非課税措置については、累次の当調査会の答申において指摘してきたとおり、速やかにこれを撤廃すべきであることは当然であり、少なくとも所得税及び法人税における課税の特例に準じた取扱ひとなるよう改めることが適当である。」

これは何回も税制調査会の中で指摘をされていく問題なんですけれども、なぜ実現できないんですか。この税制調査会の答申を今までもずっと無視し続けてきた理由を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(渡辺功君) 社会保険診療報酬にかか

る事業税の特例措置は、二十七年に参議院において議員提案によつてできた制度なんですけれども、これは時間もたつておりますから、できたときには理由があつたと思ひます。理由があつておつたになつたのだと思ひます。けれども、見直しをすべきだというその税制調査会の答申は、私どもの気持ちそのものでもございまして、税務当局といたしましてはまた累次にわたつて問題提起をしております。例えば昭和六十三年度の税制改正に当たりましてもそうした方向で問題を提起しておりますが、しかしこの問題につきましても、他の事業に見られない医療の特殊性を考慮すべきであるという意見等いろいろな意見があらまして合意が得られず、実現に至らなかつたところでございます。

私どもといたしましては、この特例措置につき

ましては、ただいまの税制調査会の答申にもありますように、少なくとも所得税及び法人税におきまます課税の特例に準じた扱いとなるように、見直しの実現に努力してまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○山口哲夫君 これは自治省に質問する方がむしろ酷なのかもしれません。日経新聞の十一月十日付の記事を読みますと、自治省は医師の社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置を撤廃する方針を固めた、自治省はこれはもうやめるべきだと言つてゐるのに対して医師会や厚生省は反発してゐると、むしろ厚生省に問題があるやうですね。厚生省、いらつしやうてゐますか。

厚生省は何で反対しなやらないんですか。

○説明員(田中健次君) 社会保険診療報酬に係る事業税でありますけれども、医療そのものが人間の生命や健康に直接かかわる非常に公共性の高いものでございまして、とりわけ社会保険医療というものは、国民皆保険という国の施策に協力をしてゐまして、社会保険診療報酬という公的な価格のもとに国民に必要な医療を提供するものでござい

ます。ということで、極めて高い公共性を有している私どもは理解をしております。

したがいまして、このような社会保険医療の性格を踏まえまして、社会保険診療報酬に係る事業税につきまして非課税措置の取り扱ひをいたしたいと思ひます。これは合理的な理由がございまして、私どもといたしましては今後もその存続が図られることをお願いをしたい、こういうふう

に考へております。

○山口哲夫君 非課税にすることは合理的な理由があるとおつしやるんですけれども、社会保険制度ができてからもう三十六年たつて、こういうふう

に言われてゐるんです。医療保険制度は国民の間にもう定着しているんだ、だから税制面で医師優遇の必要はなくなつた、こういうのが通説なんです。

なるほど、地方の所得番付を見ますともうお医者さんがほとんどトップクラスです。それ

は、ただいま申しましたように医療の公共性、今も社会保険診療につきましても公的な価格でやっておるといふことを申し上げましたが、そのほかに

も、営利を追求してはならない、あるいはまた医療法人については剰余金の配当が禁止されております。こういうことで、私どもは医療の公共性というものは非常に高い、こういうふう

に考へております。

○山口哲夫君 医療の公共性が高いなんていうのは、それはあなたから聞かなくたつて国民はみんな知つてゐます。国民はみんな知つてゐるんですけれども、しかしやはりそういう長者番付をずっとお医者さんが占めてゐるのを見ましたら、逆にお医者さんに対する信頼をなくすのではない

んでしようかね、国民は。だからお医者さんの信頼を高めていくためにも、こういう制度というものは、むしろ厚生省が医師会にそういうことをおつしやつて、この際やはりやめるべきだということ

をきちつと指導するのが厚生省の立場でないだろうか。私は思ふんですけれども、そういう考へ方

に考へております。したがいましてこの措置も私どもは毎年存続を要望してございまして、今後も私どもとしては要望していききたい、こう思つております。

○山口哲夫君 あなたはどこにお住まいかわかりませんが、住んでいらつしやるところの長者番付を見たときに、お医者さんがずっとトップの方に並んでゐるというふうなのを仮に見たらどうなふうに感じますか。どうですか。

○説明員(田中健次君) 私どもは、一部はそういう例もございまして、一般的に申し上げて医療の経営内容は厳しいというふう

に理解をしております。特に近年総医療費の伸びが低下をしております。また医療機関の競争も激化をしております。医療経営を取り巻く環境は大きく変化をしております。非常に厳しい環境に置かれてゐる、こういうふう

に考へております。

○山口哲夫君 もう時間になりましたので残念ですがこの辺でやめますけれども、これは少なくとも税制調査会が何年にもわたつて同じようなことを言ひ続けているわけですか。これを無視し続けるというの

は、私はやはり政府として非常に問題があると思ひます。厚生省の立場からいつてもやはり責任を感じてもらいたいと思ひますし、国民全体がこれはもうとても納得できるようなことではありませんで、直ちにやめるように大臣にも強くおつしやつていただきたい、そのことを強く要望しておきたいと思ひます。

そのほかたくさん細かいものを用意して質問通告をしておきまして、わざわざおいでいただいたところもありま

すけれども、時間もありませんのでこの次の一般質問等の機会にやらせていただくことにして、終わりたいと思ひます。ありがたうござい

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十三日)

- 一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金
法の一部を改正する法律案